

京都市告示第 2 3 1 号

都市公園法（以下「法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定により兼用工作物の管理の方法について協定書が締結されたので、法第 5 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

なお、その関係図書は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成 2 9 年 6 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

- 1 都市公園の名称
堀川せせらぎ第四公園
- 2 兼用工作物の位置
京都市上京区上天神町 6 3 1 番地他地内
- 3 縦覧場所
京都市右京区西院西貝川町 3 1
京都市建設局北部みどり管理事務所

(北部みどり管理事務所)